

矢巾町子育て応援認可外保育施設利用料無償化事業給付金について (令和6年度分)

矢巾町では、「子育て応援保育料無償化事業」を県と共同で実施し、認可外保育施設を利用する0歳児から2歳児クラスの第2子以降の子どもの利用料に対して、給付金を支給します。

1 給付対象者

- 給付の対象となる者は、以下の要件に全て当てはまる子どもが対象です。
 - ① 矢巾町に住所を有すること
 - ② 認可外保育施設を利用する0歳児から2歳児クラスの子どもであること
 - ③ 世帯の第2子以降の子どもであること
 - ④ 保護者が支払うべき利用料があること
 - ⑤ 保護者が就労、疾病、求職活動等の理由により、日中に家庭において保育することが困難であり、保育の必要性を有する世帯であると認められること
 - ⑥ 子育てのための施設等利用給付を受けていないこと
 - ⑦ この給付金以外の補助事業等により、利用料の軽減を受けていないこと
- 給付金の給付は、保護者のいずれもが保育の必要性を有する世帯であることが要件となります。また、保育の必要性の事由に応じて、給付金を受けられる期間に定めがあります。

保育を必要とする事由		給付金を受けられる期間
就労	1月に48時間以上の就労を常態としていること。	就労している期間
疾病・障がい	保護者が疾病や心身の障がいを有すること。	当該事由で保育が必要となる期間
就学・職業訓練	月に48時間以上の就学を常態としていること。	就学・職業訓練している期間
妊娠・出産 (産前産後)	妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	出産予定日の産前8週、産後8週の属する月の初日から末日までの期間
求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っていること。	同一年度内において3か月間
介護（看護）等	疾病や障がい等により、長期にわたって介護（看護）等が必要な親族がおり、保護者が常時行っていること。	当該事由で保育が必要となる期間
災害等	自然災害等による被害を受け、その復旧にあたっていること。	当該事由で保育が必要となる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	当該事由で保育が必要となる期間
育児休業中の 継続利用	育児休業の取得時に保育施設に入所していること。	育児休業を取得している期間
その他	上記以外で、町長が必要と認める事由があること。	町長が必要と認める事由で保育が必要となる期間

2 対象となる利用料

- 保護者が認可外保育施設に支払うべき利用料であって、以下の費用を除いたものが対象となります。
 - ア 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用
 - イ 行事への参加に要する費用
 - ウ 食事の提供に要する費用
 - エ 認可外保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - オ アからエまでに掲げる費用のほか、保育の提供において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 給付金額

- 保護者が認可外保育施設に支払った1月の利用料相当額（1月当たり42,000円上限）を給付します。

4 給付方法

- 償還払い方式（施設に利用料を一旦支払い、後日、町に申請することにより給付する方法）により、概ね3か月に1回の頻度で申請を受け付けて給付します。
- 給付金は、申請した月の翌月末日までに、指定の口座に振り込みます。

5 申請期限（スケジュール）

- 利用時期に応じて、下記のとおり申請を受け付けます。

利用時期		申請期限
令和6年度分	令和6年4月分～令和6年6月分	令和6年7月31日（水）
	令和6年7月分～令和6年9月分	令和6年10月31日（木）
	令和6年10月分～令和6年12月分	令和7年1月31日（金）
	令和7年1月分～令和7年3月分	令和7年4月21日（月）

6 申請方法

- 提出書類

提出書類	備考
① 様式第1号 矢巾町子育て応援認可外保育施設利用料無償化事業給付金申請書兼請求書	● 記載例を参考に、必要事項を全て記入してください。 ● <u>申請者及び振込先口座の名義人は、原則として利用料を支払った保護者本人（領収証に記載のある保護者）</u> としてください。
② 保育の必要性を証明する書類	● 就労証明書など、 <u>様式第1号の裏面に記載しています必要な添付書類</u> を提出してください。 ● <u>初回申請時及び毎年度の最初の申請時は、必ず提出が必要です。</u> （令和6年度の2回目以降の申請で、保育の必要性の事由に変更が無い場合は提出を省略しても差し支えありません。）
③ 施設から受領した利用料の領収証原本、又は領収証（矢巾町様式）原本	● 紛失等により、 <u>施設から受領した利用料の領収書が無い場合は、領収証（矢巾町様式）の作成を施設に依頼し、施設が作成したものを提出してください。</u>
④ 振込先口座情報に記入した口座情報が分かるもの	● 口座情報の分かるものは、下記のいずれかを添付してください。 ・通帳の写し ・キャッシュカードの写し ・インターネットバンキングの口座情報記載画面を印刷したもの ● <u>初回申請時及び毎年度の最初の申請時は、必ず提出が必要です。</u> （令和6年度の2回目以降の申請で、振込先口座に変更が無い場合は提出を省略しても差し支えありません。）

- 申請書や保育の必要性を証明する書類等の様式については、町ホームページに掲載しておりますほか、こども家庭課窓口（さわやかハウス1階）にて配布しています。
- 申請書等の記入方法が分からない場合は未記入で構いません。②から④の関係書類をお持ちください。

7 申請先

- こども家庭課子育て支援係（さわやかハウス1階）まで提出してください。
受付時間 平日8時30分から17時15分（毎週水曜日は19時00分まで）

8 その他

- ご提出頂いた申請書類に不備（記入漏れ、添付書類の不足等）があった際は、通知又はお電話によりご連絡する場合がございますので、予めご了承願います。

【問い合わせ先】

矢巾町こども家庭課 子育て支援係 電話 019-611-2773